

三木市防災会議資料

I 「三木市地域防災計画（本編）」の修正事項

- 国・県の計画変更に伴う変更

I 「三木市地域防災計画（本編）」の修正事項

1 三木市地域防災計画（本編）修正箇所 (: 追加・修正内容)

項目	現行計画	修正項目
<p>第1章 総則</p>	<p>第2節 防災機関の業務の大綱 指定地方行政機関、兵庫県、三木市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関して概ね次の事務又は業務を処理する。 (追加)</p> <p>第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成 4-2 避難所運営 避難所運営組織に女性等の参画を求め、避難所運営は男女が助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。</p>	<p>第2節 防災機関の業務の大綱 指定地方行政機関、兵庫県、三木市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関して概ね次の事務又は業務を処理する。 なお、市は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。 市は、県が上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p> <p>第4節 男女共同参画の視点を踏まえた防災計画の作成 4-2 避難所運営 避難所運営組織に女性等や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を求め、避難所運営は互いに助け合って行うものとする。避難所の運営については、プライバシーの確保、妊産婦や育児中の母親への配慮、相談窓口の設置、防犯対策などに留意する。</p>
<p>第2章 災害予防</p>	<p>第1節 災害に強いまちづくり 1-1 都市の防災構造の強化 1. 都市の防災構造の強化対策 (2) 防災拠点の設定 (略) なお、三木総合防災公園は、災害時には全県域をカバーする広域防災拠点として、応急活動要員の集結・出動、救援物資の集積・配送、備蓄物資搬出等を行う後方支援基地としての役割や、広域避難地としての役割を果たす。</p> <p>第2節 災害応急活動への備えの充実 2-1 情報収集・連絡活動 1. 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 多様な情報収集連絡体制の整備 インターネット、市関連機関のネットワーク等を整備し、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集連絡体制を確立する。必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用で</p>	<p>第1節 災害に強いまちづくり 1-1 都市の防災構造の強化 1. 都市の防災構造の強化対策 (2) 防災拠点の設定 (略) なお、三木総合防災公園は、災害時には全県域をカバーする広域防災拠点及び国のプッシュ型支援の分散備蓄の受入先として、応急活動要員の集結・出動、救援物資の集積・配送、備蓄物資搬出等を行う後方支援基地としての役割や、広域避難地としての役割を果たす。</p> <p>第2節 災害応急活動への備えの充実 2-1 情報収集・連絡活動 1. 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 多様な情報収集連絡体制の整備 インターネット、市関連機関のネットワーク等を整備し、報道機関、市民等からの多様な災害関連情報等の収集連絡体制を確立する。必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用で</p>

きる体制を整備する。

2-2 災害応急活動体制

1. 職員の体制

過去の災害教訓を踏まえ、勤務時間外に災害が発生した場合の職員の非常参集・初動体制の整備を図る。

(追加)

2. 他市町及び防災関係機関との連携

大規模な災害発生時には、防災関係機関相互の連携が極めて重要であり、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

(1)防災関係機関との連携

(追加)

各部は、防災会議、その他の連絡会議、訓練等を通じて、平常時から防災関係機関と良好な関係づくりに留意する。

2-4 緊急輸送活動

1. 交通の確保

(3)道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

2-5 避難収容活動

2. 避難施設

(2) 広域一時滞在に供する避難施設

大規模広域災害時には、県内外の他市町村からの多くの被災住民を受け入れる必要があることから、避難施設を広域一時滞在場所として予め指定する。

なお、指定に当たっては、子供たちの教育に影響が少なくなるよう、教育施設以外の施設を優先するものとする。

(追加)

きる体制を整備するとともに必要に応じて新総合防災情報システム(SOBO-WE B)を活用して関係省庁に当該情報を連絡する。

また、災害時に災害対応基本共有情報(E E I)に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

2-2 災害応急活動体制

1. 職員の体制

過去の災害教訓を踏まえ、勤務時間外に災害が発生した場合の職員の非常参集・初動体制の整備を図る。

また、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

2. 他市町及び防災関係機関との連携

大規模な災害発生時には、防災関係機関相互の連携が極めて重要であり、応急活動及び復旧活動に関して、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

(1)防災関係機関との連携

企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。

各部は、防災会議、その他の連絡会議、訓練等を通じて、平常時から防災関係機関と良好な関係づくりに留意する。

2-4 緊急輸送活動

1. 交通の確保

(3)道路啓開

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、緊急車両の通行の確保、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

2-5 避難収容活動

2. 避難施設

(2) 広域一時滞在に供する避難施設

大規模広域災害時には、県内外の他市町村からの多くの被災住民を受け入れる必要があることから、避難施設を広域一時滞在場所として予め指定する。

なお、指定に当たっては、子供たちの教育に影響が少なくなるよう、教育施設以外の施設を優先するものとする。

本市が被災した場合は、広域避難及び広域一時滞在の受入先の市町との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。

また、本市が広域避難及び広域一時滞在を受け入れた場合は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

4. 要配慮者支援対策

(8)個別避難計画の作成

(略)

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2-6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

1. 食料、生活必需品等の調達・供給

(1)食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達

2)市は、市民の備蓄を補完するため、分散して物資等の備蓄に努める。当面は、最大避難者数の想定を基準に、一人当たり2食分程度の非常用食料を備蓄する。(追加)

3)～5)(略)

●新たに6)、7)を追加

2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

5. 井戸水等の確保

災害時には、井戸水等を雑用水として利用できるよう、対策を検討する。

(1)市内の井戸の分布等現状について調査する。

(2)災害時に市及び民間が保有する井戸を市民に開放するため、事前登録制度等を検討する。

(3)市が新たに施設を整備又は大規模な改修等を実施する場合は、可能な限り井戸を設置し、日常の雑用水として利用すると共に、災害時にも利用できる

4. 要配慮者支援対策

(8)個別避難計画の作成

(略)

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討するものとする。

2-6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

1. 食料、生活必需品等の調達・供給

(1)食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達

2)市は、市民の備蓄を補完するため、分散して物資等の備蓄に努める。当面は、最大避難者数の想定を基準に、一人当たり2食分程度の非常用食料を備蓄する。また、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難所の生活環境確保のための備蓄物資や感染症対策物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く市民に公表するものとする。

6) 備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム(B-PLO)を活用し情報共有を図るよう努めることとする。また、必要とされる物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

7) 大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム(B-PLO)を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めることとする。

2-7 遺体対応、感染症対策、保健衛生等に関する活動

5. 井戸水等の確保

災害時には、井戸水等を生活用水として利用できるよう、対策を検討する。

(1)市内の井戸の分布等現状について調査する。

(2)災害時に市民や企業が所有する井戸を市民に開放するため、平時から事前登録制度を設け、生活用水の確保に努める。

(3)市が新たに施設を整備又は大規模な改修等を実施する場合は、可能な限り井戸を設置し、日常の生活用水として利用すると共に、災害時にも利用でき

	<p>よう配慮する。</p> <p>2-11 自発的支援の受入れ</p> <p>2. ボランティアの活動環境の整備</p> <p>●新たに(1)を追加</p> <p>(1)ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>(2)災害救援専門ボランティアの推進 (略)</p> <p>●新たに(4)を追加</p> <p>(3)資機材等の確保 (略)</p>	<p>るよう配慮する。</p> <p>2-11 自発的支援の受入れ</p> <p>2. ボランティアの活動環境の整備</p> <p>(1)参加の促進 広報活動、啓発活動等を通じて、災害ボランティア活動に関する事業者及び市民の関心と理解を深めるとともに、市民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2)ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>(3)災害救援専門ボランティアの推進 (略)</p> <p>(4)ボランティア活動の支援拠点の整備 市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りするNPO・NGO等被災者援護協力団体との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化やボランティア活動の支援拠点の整備に努める。</p> <p>(5)資機材等の確保 (略)</p>
--	---	--

<p>第3章 災害応急対策</p>	<p>第2節 活動体制の確立</p> <p>2-2 広域的受援・応援体制</p> <p>2. 地震等大規模災害が発生し、三木市の被害が比較的軽微であった場合には、速やかに応援体制を確立して甚大な被害を受けた県内市町などへ効率的かつ効果的な応援を行う。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意し、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底する。</p>	<p>第2節 活動体制の確立</p> <p>2-2 広域的受援・応援体制</p> <p>2. 地震等大規模災害が発生し、三木市の被害が比較的軽微であった場合には、速やかに応援体制を確立して甚大な被害を受けた県内市町などへ効率的かつ効果的な応援を行う。</p> <p>なお、応援職員の派遣にあたっては、職員が現地において円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮することとする。</p>																					
	<p>第5節 避難誘導</p> <p>5-2 避難所の開設・運営</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="350 625 602 940">避難所の開設</td> <td data-bbox="602 625 973 940">各公民館への配置要件・教育班</td> <td data-bbox="973 625 1561 940"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティション、段ボールベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める（追加） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 940 602 1213" rowspan="2">避難所の管理</td> <td data-bbox="602 940 973 1077">福祉班・市民班・教育班</td> <td data-bbox="973 940 1561 1077"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ（追加） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 1077 973 1213">避難者</td> <td data-bbox="973 1077 1561 1213"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる（追加） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="350 1213 602 1528">避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</td> <td data-bbox="602 1213 973 1528">市民班</td> <td data-bbox="973 1213 1561 1528"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する（追加） </td> </tr> </table>	避難所の開設	各公民館への配置要件・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティション、段ボールベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める（追加） 	避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ（追加） 	避難者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる（追加） 	避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	市民班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する（追加） 	<p>第5節 避難誘導</p> <p>5-2 避難所の開設・運営</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1626 625 1878 1119">避難所の開設</td> <td data-bbox="1878 625 2249 1119">各公民館への配置要件・教育班</td> <td data-bbox="2249 625 2837 1119"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める ○ 栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1119 1878 1570" rowspan="2">避難所の管理</td> <td data-bbox="1878 1119 2249 1350">福祉班・市民班・教育班</td> <td data-bbox="2249 1119 2837 1350"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ ○ こども・若者の居場所（キッズスペースや学習スペースの設置等）の確保に努める </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1878 1350 2249 1570">避難者</td> <td data-bbox="2249 1350 2837 1570"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる ○ 避難所等の運営について、女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を推進する </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1626 1570 1878 1885">避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</td> <td data-bbox="1878 1570 2249 1885">市民班・福祉班</td> <td data-bbox="2249 1570 2837 1885"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する ○ 保健師等による巡回健康相談 </td> </tr> </table>	避難所の開設	各公民館への配置要件・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める ○ 栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める 	避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ ○ こども・若者の居場所（キッズスペースや学習スペースの設置等）の確保に努める 	避難者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる ○ 避難所等の運営について、女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を推進する 	避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	市民班・福祉班
避難所の開設	各公民館への配置要件・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティション、段ボールベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める（追加） 																					
避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ（追加） 																					
	避難者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる（追加） 																					
避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	市民班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する（追加） 																					
避難所の開設	各公民館への配置要件・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館を避難所として開設する ○ パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッド、トイレの環境整備（水洗利用の一時停止等）等の避難所開設当初からの設置に努める ○ 栄養バランスの取れた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保に努める 																					
避難所の管理	福祉班・市民班・教育班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市本部から派遣され、避難所の管理責任を持つ ○ こども・若者の居場所（キッズスペースや学習スペースの設置等）の確保に努める 																					
	避難者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民を中心として、避難所の運営に当たる ○ 避難所等の運営について、女性や子育て家庭なども含めた多様な立場の人の参画を推進する 																					
避難所以外の場所に滞在する被災者への対応	市民班・福祉班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行う ○ 被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する ○ 保健師等による巡回健康相談 																					

	<p>(6) 家屋被害認定士制度の整備について</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たに項目番号 1) を追加 ●新たに 2) を追加 <p>第 7 節 保健衛生、感染症対策</p> <p>7-2 清掃計画</p> <p>2. 災害廃棄物処理</p> <p>(1)災害廃棄物処理の基本方針</p> <p>4) 災害廃棄物処理計画の策定 (追加)</p>	<table border="1" data-bbox="1626 90 2834 273"> <tr> <td data-bbox="1626 90 1875 273"></td> <td data-bbox="1875 90 2249 273"></td> <td data-bbox="2249 90 2834 273"> <p>の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める</p> </td> </tr> </table> <p>(6) 家屋被害認定士制度の整備について</p> <p>1) (略)</p> <p>2) 市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めることとする。</p> <p>第 7 節 保健衛生、感染症対策</p> <p>7-2 清掃計画</p> <p>2. 災害廃棄物処理</p> <p>(1)災害廃棄物処理の基本方針</p> <p>4) 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</p>			<p>の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める</p>
		<p>の実施等保健医療サービス及び福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める</p>			

<p>第4章 災害復旧 計画</p>	<p>第2節 被災者等の生活再建等の支援 2-1 り災証明の発行 1. 被災者台帳の作成 (1) 固定資産税課税台帳及び市民基本台帳から全世帯の被災者台帳を作成する。特に、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p>	<p>第2節 被災者等の生活再建等の支援 2-1 り災証明の発行 1. 被災者台帳の作成 (1) 固定資産税課税台帳及び市民基本台帳から全世帯の被災者台帳を作成する。特に、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。また、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に関し、被災者台帳を作成する際には、県に対し、協力を求めることができるものとする。</p>
<p>第5章 災害復興 計画</p>	<p>第2節 復興計画の策定 2-3 復興計画の策定 1. 策定上の留意事項 ●新たに(1)を追加 (1) (略) (2) (略)</p>	<p>第2節 復興計画の策定 2-3 復興計画の策定 1. 策定上の留意事項 (1)復興事前準備の実施 被災後に早期かつ的確に復興を行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。 (2) (略) (3) (略)</p>
<p>第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>●新たに第2節を追加</p>	<p>第2節 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表 気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。 2-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 2-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生したと評価した場合 2-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生したと評価した場合</p>

第2節 災害応急対策計画

2-1 災害対策本部等の設置

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、三木市内の震度に関わらず、災害対策（警戒）本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

災害対策（警戒）本部の設置及び活動体制は、第3章「災害応急対策」第2節「活動体制の確立」による。

想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合

2-4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

3-1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、速やかに警戒本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達については、第3章「災害応急対策」第1節「発災直後の情報の収集、連絡及び通信の確保」による。

3-2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、市長は、災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営することとする。

災害対策本部の設置及び活動体制は、第3章「災害応急対策」第2節「活動体制の確立」による。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、後発地震に対しての警戒、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

なお、市民等への周知については、第3章「災害応急対策」第1節「被災者等への的確な情報伝達活動」による。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害対応対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

本市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備する。

なお、情報の収集・伝達については、第3章「災害応急対策」第1節「被災者等への的確な情報伝達活動」による。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

本市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間については、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間は、後発地震に対して注意する措置をとる。

4. 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防本部及び消防団が出火及び混乱の防止の措置を行う。

5. 上下水道、電気、ガス、通信等

上下水道、電気、ガス、通信等の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者のとり急ぎ対策については、第3章「災害応急対策」第9節「9-2 ライフライン対策」による。

6. 交通対策

(1) 道路の対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

(2) 鉄道の対策

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供を行う。

7. 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の管理上の措置及び体制は、次のとおりとする。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について、施設入場者等への伝達

(イ) 施設入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 飲料水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコンなど情報を入手するための機器の整備

(ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等の措置

(ウ) 病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・

		<p>耐浪性を十分に考慮した措置</p> <p>(エ) 学校においては、児童生徒等に対する保護</p> <p>(オ) 社会福祉施設においては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎ</p> <p>(2)災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。</p> <p>また、災害対策本部等を、市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</p> <p>ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>イ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p>(3)工事中の建築物等に対する措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における、工事中の建築物その他の工作物又は施設については、速やかに工事を中断し、作業員等の安全を確保する。</p> <p>8. 滞留旅客等に対する措置</p> <p>本市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な対策を行う。</p> <p>3-3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、これを踏まえ、災害警戒本部を設置する。</p> <p>また、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。</p> <p>災害警戒本部の設置及び活動体制は、第3章「災害応急対策」第2節「活動体制の確立」による。</p> <p>災害警戒本部会議における協議事項等としては、情報収集と情報共有、連絡体制の整備と確認、職員参集や応急対策実施体制の確認、市民への広報、備蓄品の点検、所管する防災上重要な施設等の点検等、大規模地震発生後の災害応急対応への備えを行う。</p> <p>なお、本部長（総合政策部長）は、会議結果を市長に報告する。</p> <p>警戒活動の実施について、本市は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時に比べて相対的に高まった旨の南海トラフ地震に関連する情報の発表があった場合、可能性がなくなった旨の情報が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>また、地震への備えについて、市民等に対して再確認を目的とした呼びかけや、混乱防止のための広報を行う。</p>
--	--	--

<p>2-2 地震発生時の応急対策 (略)</p> <p>2-3 資機材、人員等の配備手配 (略)</p> <p>2-4 他機関に対する応援要請 (略)</p> <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略)</p> <p>第4節 地域防災力の向上 (略)</p>		<p>1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。 なお、市民等への周知については、第3章「災害応急対策」第11節「被災者等への的確な情報伝達活動」による。</p> <p>2. 災害応急対策をとるべき期間等 本市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <p>3. 市のとるべき措置 本市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。 また、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認する。</p> <p>3-4 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の市の対応 気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。</p> <p>3-5 地震発生時の応急対策 (略)</p> <p>3-6 資機材、人員等の配備手配 (略)</p> <p>3-7 他機関に対する応援要請 (略)</p> <p>第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 (略)</p> <p>第5節 地域防災力の向上 (略)</p>
---	--	--